

# 町内会広報活動推進補助金

町内会活動を地域の皆さんに届けて、  
～素晴らしい“ふるさと意識”を育てましょう。～

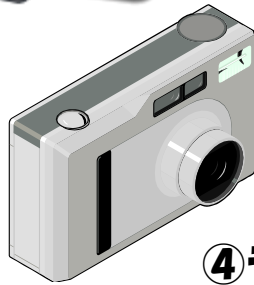
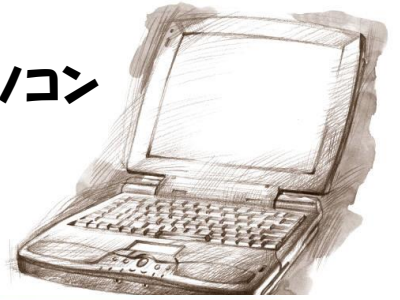
## ① プリンター



## ② 拡声器



## ③ パソコン



## ④ デジカメ



## ⑤ 掲示板

### 【事業の概要】

- (1) 対象団体
- (2) 対象事業
- (3) 交付対象経費

全ての単位町内会、自治公民館、集落等  
広報活動に必要な備品の購入または設置  
対象事業実施に直接要する経費

- ①印刷機器
- ②拡声器
- ③パーソナルコンピュータ
- ④デジタルカメラ
- ⑤掲示板

の購入・設置等に要する経費

- (4) 補助金額

交付対象経費（総額）の3分の1相当額で、1町内会当たり通算して15万円を限度に補助します。ただし、既に補助金を受けている場合、15万円から既利用額を差し引いた額を限度とします。

また、最終交付年度から10年度を経過した場合、再度、通算して交付対象経費（総額）の3分の1相当額で、10万円を限度に補助します。

**Q** この補助事業は、どれくらいの町内会に利用されていますか？ 私の町内会でも、補助金は残っているのでしょうか？

**A** この補助事業は、昭和58年度に始まって以来、旧市域では約6割、合併した旧5町では約2割の町内会で利用されています。

なお、補助残額については、市役所にお電話いただきましたら、すぐお答えできます。2回目以降のご利用も、是非、ご検討ください。

**Q** 以前、この制度を利用して購入した印刷機器が故障しました。修理代は対象になりますか？

**A** この制度は、機器等の購入または設置を目的としておりますので、修理代は対象としておりません。

また、機器の購入時に、追加のインクや用紙などの消耗品を合わせて買う場合も対象になりませんのでご注意ください。

【裏面もご覧ください】

※ 注意事項（必ずお目通しください。）

～【申請をする際】～

・必ず購入または設置の前に申請してください。

**購入または設置後に申請されても補助できません。**

・押印（申請印、請求印）は、すべて同じ印鑑（シャチハタ印は不可）を使用してください。

※訂正が生じた場合は、同じ印鑑で訂正してください。修正液は使用できません。

・掲示板を設置する場合、道路占用許可や屋外広告物許可の申請が必要となる場合があります。

・交付決定日以降に申請内容が変わった場合、備品の購入または設置前に、変更申請書の提出が必要です。

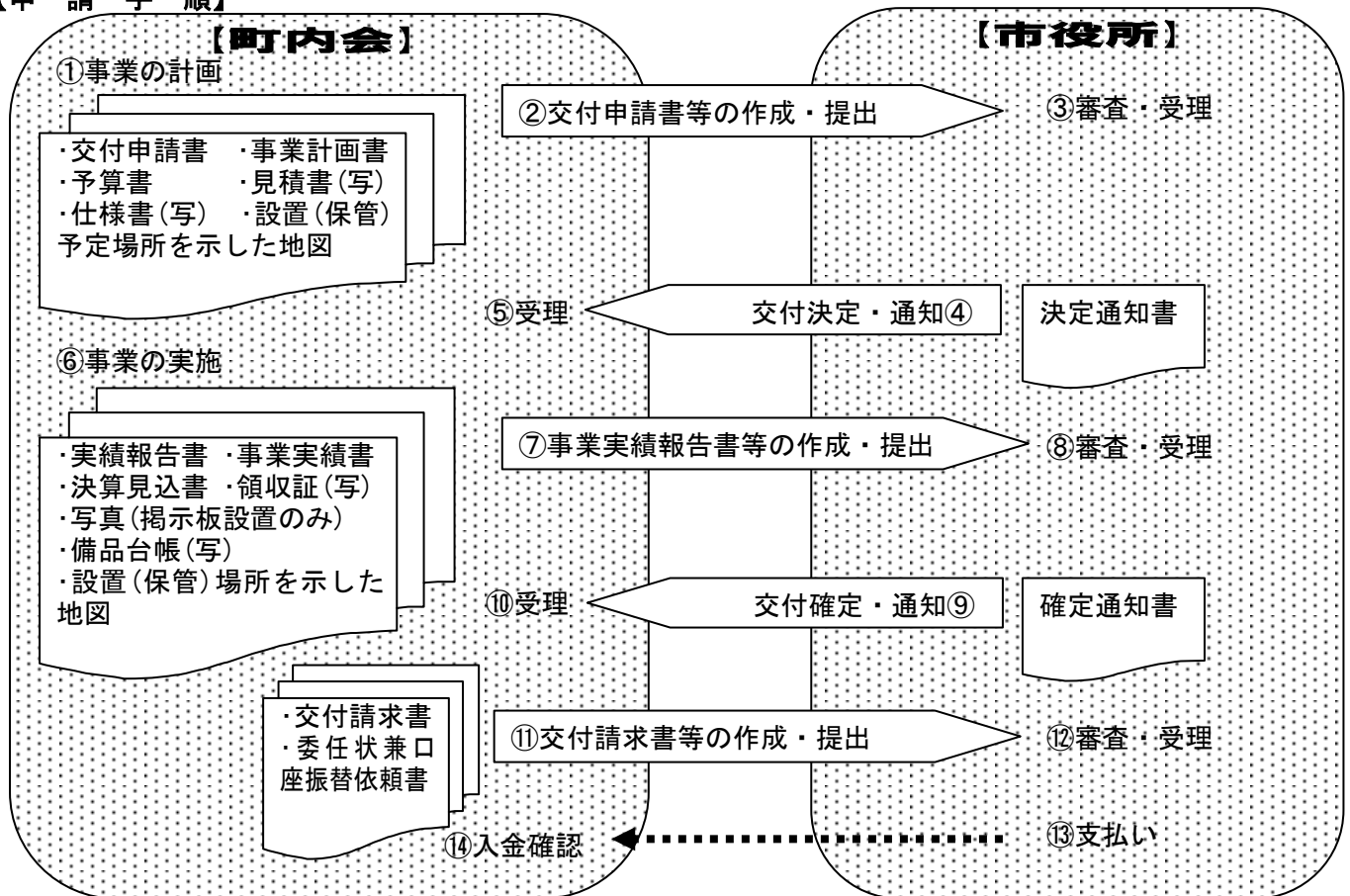
（購入または設置予定額が変わり、その結果、市の補助金額が変わる見込みの場合も同様です。）

～【決定を受けて以降】～

・領収書は、必ず宛名を町内会名でもらってください。

例）「〇〇三丁目町内会」の場合 → 「〇〇三丁目町内会」（「三丁目町内会」では、特定出来かねます。）

【申請手順】



【お問い合わせ先】

鹿児島市役所			
市民文化部	地域振興課		TEL 216-1214
谷山支所	総務課	地域振興係	TEL 269-8403
伊敷支所	総務市民課	地域振興係	TEL 229-2114
吉野支所	総務市民課	地域振興係	TEL 244-7111
吉田支所	総務市民課	地域振興係	TEL 294-1211
桜島支所	桜島総務市民課	地域振興係	TEL 293-2346
	東桜島総務市民課		TEL 221-2111
喜入支所	総務市民課	地域振興係	TEL 345-1112
松元支所	総務市民課	地域振興係	TEL 278-2112
郡山支所	総務市民課	地域振興係	TEL 298-2111